

聴覚障害の認定方法に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

身体障害認定における聴覚障害の認定方法に関する検討を行う。

2. 構成等

- (1) 検討会は、上記検討事項に関連する専門家等有識者のうちから社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求める者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は、検討会の会務を総理する。座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を行う。
- (3) 検討会は、議事録を含め公開とする。ただし、個人情報を取り扱う場合等、その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合については、非公開とする。

3. 招集等

- (1) 検討会は、座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

4. 事務局

検討会の運営事務は、社会・援護局障害保健福祉部企画課において行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長と相談の上、社会・援護局障害保健福祉部長が別に定める。